



教育・保育給付認定申請について

厚木田園幼稚園

【認定とは】

認定こども園を利用する場合、市町村より『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

『教育・保育給付認定』は、必要に応じた教育・保育サービスを受けるために、お子様の年齢と保育の必要性の有無によって、1号認定・2号認定のいずれかに認定され、区分により利用できる時間が異なります。

認定区分	対象	利用時間
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	◎教育時間 (9:00~14:00) 希望により預かり保育利用可 (別料金)
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や 疾病等により保育を必要とする 子ども	◎教育時間+保育時間 最大 7:30~18:30

【必要書類の受け取り方】

本園では、願書配布(10/15~)の際に1号認定・2号認定のどちらかをお選びいただきます。どちらかお決めになり、ご来園ください。2号認定をご希望の方には、必要書類をお渡し致しますので、願書の受け取りの際に忘れずにお渡し場所にお立ち寄りいただき、書類を持ち帰ってください。必要書類を揃え、受付面接日(11/1)にお持ちください。

【認定の定員】

2号認定については、園の定める定員があり、希望者全てが2号認定を受けられるわけではありません。11/1に提出していただいた書類を基に市町村が審査をし、要件を満たしている方の中から優先順位の高い方から1月末を目安に認定証が交付されます。

2号認定の定員内に入ることができなかった方には、保留通知が交付されます。2号認定が保留となった方は、1号認定での入園となります。近年、2号認定の希望者が多くなっており、保留となる可能性があることを、ご承知おきください。

【預かり保育（キンダークラス）の利用】

2号認定の方は、毎月の保育料（令和元年10月より無償）に、預かり保育の利用時間が含まれています。保育の必要量に応じて、預かることのできる時間が決定します。

1号認定の方も、教育時間外の預かり保育を利用することはできます。その際、別途料金が発生しますが、市町村へ預かり保育料の補助の申請（子育てのための施設等利用給付認定）を行うことで、園に支払った預かり保育料が補助される制度があります。

【子育てのための施設等利用給付認定】

次の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

- (1) 教育・保育給付認定の1号認定を受けており、預かり保育を利用している（月会員・臨時利用どちらでも可）
- (2) 満3歳児から5歳児（ただし満3歳児の場合は市区町村民税非課税世帯のみ）
- (3) 保育を必要とする事由に該当している
（就労の場合、月に64時間以上の勤務時間がある事）
（その他、妊娠・出産、疾病、介護、就学等の事由がある）

『1日につき450円×預かり保育の利用日数』の給付を受け取る事ができます。市町村より、直接保護者の口座に振り込まれます。

入園願書の受け取りの際に、必要な方は、こちらの申請書をお受け取りください。願書配布日以降も、隨時お渡しいたします。

※詳しくは、入園願書の中に厚木市からのお知らせを入れる予定ですので、そちらをご確認ください。又、厚木市のホームページにも掲載しております。

不明点があれば、お気軽にお問い合わせください。

厚木田園幼稚園 046-223-7543

厚木市子ども育成課 046-225-2262

